

最高裁秘書第1342号

令和5年7月5日

林弘法律事務所

弁護士・山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 堀 田 眞 哉

司法行政文書不開示通知書

令和5年3月5日付け（同月6日受付、第040579号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示しないこととしましたので通知します。

記

1 開示しないこととした司法行政文書の名称等

被告人の保釈に関する人員数－全裁判所（保釈を許可された人員数、保釈を取り消された人員数及び保釈請求人員数を記載したもの）（令和4年分）

2 開示しないこととした理由

1の文書は、作成又は取得していない。

（注）この判断に苦情がある場合は、この通知を発した日（本通知書の右上に記載された日付）の翌日から起算して3か月の間、最高裁判所事務総局秘書課に対して苦情の申出をすることができます。

（担当）秘書課（文書開示第二係） 電話03（4233）5240（直通）